

带状疱疹ワクチン接種費助成金交付事業の開始について

市民の带状疱疹の発症率の低下及び重症化の予防並びに経済的負担の軽減を目的とし、任意で带状疱疹ワクチンの接種をする者に対し、その接種費の一部を助成する带状疱疹ワクチン接種費助成金交付事業を開始しました。

- 1 事業開始日 令和5年4月1日
- 2 対象者
带状疱疹予防のため带状疱疹ワクチンの接種を希望するもので、次のいずれにも該当するものとします。
 - (1) 接種を受けようとする日に市の住民基本台帳に記録されていること。
 - (2) 接種を受けようとする日に50歳以上の者。
- 3 対象ワクチン
 - (1) 乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」（生ワクチン）
 - (2) 乾燥組換え带状疱疹ワクチン「シングリックス」（不活化ワクチン）
- 4 助成金額
接種1回につき4,000円を助成します。
- 5 助成回数
助成の回数は、生ワクチンは年1回、不活化ワクチンは年2回を限度とします。
- 6 助成手順
 - (1) 接種希望者は医療機関で申請書を記入し、接種を受けます。
 - (2) 接種後、医療機関の定める接種料金から助成金額（4,000円）を引いた額を支払います。（医療機関による現物給付方式）

※市と契約していない医療機関で接種した場合、医療機関に接種費用を全額支払っていただき、その後、健康づくり課の窓口で償還払いの申請をしていただきます。